

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																															
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった X i に係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 74 条の 2 及び第 77 条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その X i サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 警察機関が X i サービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係る X i サービスの利用を停止する要請があったとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 付加機能使用料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">単 位</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">料金額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">次の税抜額 （かっこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遠隔管理機能 （あんしんマネージャ ー）</td> <td style="text-align: center;">基本機能</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ D</td> <td style="text-align: center;">基本額（1 契約ごとに）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">250 円（ 270 円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 表 (略)</p>	区 分		単 位	料金額（月額）		次の税抜額 （かっこ内は税込額）		(略)		(略)	(略)		遠隔管理機能 （あんしんマネージャ ー）	基本機能	(略)	(略)		タイプ D	基本額（1 契約ごとに）	250 円（ 270 円）		(略)		(略)	(略)		<p style="text-align: center;">第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 40 条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった X i に係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 74 条の 2 及び第 77 条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その X i サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 付加機能使用料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">単 位</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">料金額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">次の税抜額 （かっこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遠隔管理機能 （あんしんマネージャ ー）</td> <td style="text-align: center;">基本機能</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 表 (略)</p>	区 分		単 位	料金額（月額）		次の税抜額 （かっこ内は税込額）		(略)		(略)	(略)		遠隔管理機能 （あんしんマネージャ ー）	基本機能	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
区 分				単 位	料金額（月額）																																											
		次の税抜額 （かっこ内は税込額）																																														
(略)		(略)	(略)																																													
遠隔管理機能 （あんしんマネージャ ー）	基本機能	(略)	(略)																																													
	タイプ D	基本額（1 契約ごとに）	250 円（ 270 円）																																													
(略)		(略)	(略)																																													
区 分		単 位	料金額（月額）																																													
			次の税抜額 （かっこ内は税込額）																																													
(略)		(略)	(略)																																													
遠隔管理機能 （あんしんマネージャ ー）	基本機能	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)	(略)																																													

第3表 国際アウトローミング利用料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1~2-3-2 (略)

2-3-3 X i コピキタスに係るもの

1セッションごとに

料 金 額
1課金対象パケットごとに 0.2円

2-4 (略)

第4表~第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1~29 (略)	(略)
<p>30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)</p> <p>(1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のA又はIに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>A~ウ (略)</p> <p><u>I この機能を利用している契約者 (タイプDを選択している者に限ります。)</u> は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能 第78条の4 (おまかせロック等) に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能 特定端末設備において、spモード機能及び第74条 (無線IPアクセスサービスの利用等) に規定する無線IPアクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他のFOMA及びXiに係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ) 電話帳設定機能 特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備 (当社が定めるものに限ります。) に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他のFOMA及び</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA (iモード機能 (14欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) に接続されている当社が定める端末設備 (特定端末設備を除きます。) に限り利用することができます。) とタイプB (spモード機能 (8欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) 、moperaU機能 (2欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) 又は (ビジネスmoperaインターネット機能 (4欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。) 、タイプC (iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限ります。) に接続されている端末設備 (当社が定めるもの (タイプA又はタイプBに係るものを除きます。) に限り利用することができます。) 及びタイプD (spモード機能の提供を受けているものに限ります。) に接続されている端末設備 (当社が定めるもの (タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。) に限り利用することができます。) があります。</p> <p>(3)~(4) (略)</p>

第3表 国際アウトローミング利用料

1 (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1~2-3-2 (略)

2-3-3 X i コピキタスに係るもの

1セッションごとに

料 金 額
1課金対象パケットごとに 0.5円

2-4 (略)

第4表~第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1~29 (略)	(略)
<p>30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)</p> <p>(1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のA又はIに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>A~ウ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA (iモード機能 (14欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) に接続されている当社が定める端末設備 (特定端末設備を除きます。) に限り利用することができます。) とタイプB (spモード機能 (8欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) 、moperaU機能 (2欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) 又は (ビジネスmoperaインターネット機能 (4欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限ります。) に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。) 及びタイプC (iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限ります。) に接続されている端末設備 (当社が定めるもの (タイプA又はタイプBに係るものを除きます。) に限り利用することができます。) があります。</p> <p>(3)~(4) (略)</p>

<p>X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(エ) <u>ブラウザ利用制限機能</u> sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) <u>遠隔初期化機能</u> 特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(カ) <u>遠隔カスタマイズ機能</u> 特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(2) 追加機能 この機能を利用している契約者（タイプ B、タイプ C を又はタイプ D 選択している者に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。</p>	<p>(5) <u>ドコモ接続設定機能及びブラウザ利用制限機能</u>については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B、タイプ C 及びタイプ D に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(6) <u>電話帳設定機能</u>については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能、タイプ D に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(7) <u>一斉通報機能</u>については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能 moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(16) (15)によるほか、契約者（タイプ B 及びタイプ C の提供を受けている者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限ります。）の設定を行うことができます。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (17)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(19) 閉域接続機能を利用するときは、(18)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第 1 表第 2 に規定する加算額の支払いを要します。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(注) (20)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。</p>	<p>(2) 追加機能 この機能を利用している契約者（タイプ B 又はタイプ C を選択している者に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。</p>	<p>(5) <u>ドコモ接続設定機能及びブラウザ利用制限機能</u>については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B 又はタイプ C に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(6) <u>電話帳設定機能及び一斉通報機能</u>については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能 moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>(15) (14)によるほか、契約者（タイプ B 及びタイプ C の提供を受けている者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限ります。）の設定を行うことができます。</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (16)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(18) 閉域接続機能を利用するときは、(17)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第 1 表第 2 に規定する加算額の支払いを要します。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(注) (19)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。</p>
<p>別表 3～別表 7 (略)</p>		<p>別表 3～別表 7 (略)</p>	

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ツバ地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ツバ地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ドイツ連邦共和国					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telkom Kenya Limited		<u>△7</u>	ニ	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△III</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 29 年 2 月 23 日経企第 1709 号)
(実施期日)

1 この改正規定は平成 29 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	ドイツ連邦共和国	E-Plus Mobilfunk GmbH & Co.KG	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>A</u> <u>●</u> <u>II</u>	<u>○</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第51条～第52条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第53条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 警察機関がFOMAサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であつて、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るFOMAサービスの利用を停止する要請があったとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第53条の2 (略)</p> <p>第9章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表～第3表 (略)</p> <p>第4表 国際アウトローミング利用料</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1～2-2 (略)</p> <p>2-3 パケット通信モードに係るもの</p> <p>2-3-1 (略)</p> <p>2-3-2 FOMAユビキタスに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> <td style="text-align: right;">1セッションごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1課金対象パケットごとに</td> <td style="text-align: right;">0.2円</td> </tr> </table> <p>2-4 (略)</p> <p>第5表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	料 金 額	1セッションごとに	1課金対象パケットごとに	0.2円	<p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第51条～第52条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第53条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第53条の2 (略)</p> <p>第9章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表～第3表 (略)</p> <p>第4表 国際アウトローミング利用料</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1～2-2 (略)</p> <p>2-3 パケット通信モードに係るもの</p> <p>2-3-1 (略)</p> <p>2-3-2 FOMAユビキタスに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> <td style="text-align: right;">1セッションごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1課金対象パケットごとに</td> <td style="text-align: right;">0.5円</td> </tr> </table> <p>2-4 (略)</p> <p>第5表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	料 金 額	1セッションごとに	1課金対象パケットごとに	0.5円
料 金 額	1セッションごとに								
1課金対象パケットごとに	0.2円								
料 金 額	1セッションごとに								
1課金対象パケットごとに	0.5円								

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ツバ地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ツバ地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ドイツ連邦共和国					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telkom Kenya Limited		<u>△ 7</u>	二	<u>△ A</u> <u>△ ●</u> <u>△ III</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 29 年 2 月 23 日経企第 1709 号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	ドイツ連邦共和国	E-Plus Mobilfunk GmbH & Co.KG	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>A</u> <u>●</u> <u>II</u>	<u>○</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)